

それでは、日程第1、認第1号 平成21年度長井市歳入歳出決算認定について及び日程第2、認第2号 平成21年度長井市水道事業会計決算認定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、認第1号 平成21年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成21年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務・文教常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信総務・文教常任委員長登壇)

○大道寺 信総務・文教常任委員長 平成22年第4回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案3件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第55号 普通財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地域経済の振興に資する長井商工会議所の健全な経営を図ることを目的とし、長井商工会議所が保有する土地を取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案されたものであります。

審査に際し、財政課長からは、市の公共用地の取得に関して円滑に進めることを目的とする公共用地取得基準(案)について、商工観光課長からは、今後15年間の会館運営特別会計シミュレーションの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、公共用地取得基準では「取得価格は不動産鑑定士の鑑定評価額を基準とする」とあるが、今回は順序が逆でこの条文にそぐわない。取得価格は2億7,800万円と決めており、不動産鑑定士の結果は必要なく、何のために50万円も支出するのかとの質疑がなされ、財政課長からは、不動産鑑定については委員の言うとおりで予算計上の当初は想定していなかったが、いろいろな助言から載せたもので、私もこの費用は使いたくないと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、市民から「不動産鑑定に何で50万円も使ったのか」と言われたら説明できない。助言とは、だれからどのような助言かとの質疑がなされ、財政課長からは、平成13年当時に商工会議所が買い取った額に立ち返り、市が買い戻せばいいと考えていたが、内部で検討した結果、一般的に土地の売買は路線価格と不動産の評価額に基づいて売買するというものであり、不動産鑑定士と接触を図り、50万円の予算の範囲で鑑定していただけるという内諾を得て念のため計上したものだとの答弁を受けた

ところであります。

また、委員からは、15年間のシミュレーションでホテル貸し室収入が5,000万円になるというのは甘くはないのか。今のタスパークホテルの経営スタイルにおいてできそうだと見ているのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、この数値は経営努力、営業努力によって達成できるもの、達成していただかなければならない数字だと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、借地料について予算上、坪4,800円で計上されているが、3,600円で計算しているのはどうしてかとの質疑がなされ、財政課長からは、商工会議所との折衝のない時点で現在の契約額で計上したもので、借地料を商工会議所が払うに当たっては経営に及ぼす影響があり、下げてほしいということであれば、近傍の長井ダム工事事務所の借地料の3,600円に下げても公平性は保てるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今年度のしかも9月という理由がわからない。市長就任から4年になるが、これまでタスの底地、建物、商工会議所の運営について何ら自分の考えも示してこず、そういった協議をしているという報告もなく、「商工会議所から10月にとお願いをされたから」という一般質問での答弁では納得できない。そもそも行政がかかわってきたという認識であれば、なぜ今までほうり投げてきたのかとの質疑がなされ、財政課長からは、商工会議所から正式に経営についての話があったのは5月7日の商工会議所三役との懇談会であり、それ以前に商工会議所の運営について何も働きかけはなかった。平成13年度に商工会議所が若者定住促進センター部分の建物と、用地を引き受け、その後、順調に経営が行われ、返済が行われてきたものと思っており、計画どおり返済できていなかったという話も最近になって聞いた。商工

会議所の運営はどうなのか、計画どおり返済しているのか聞くことは失礼と考えると今まで協議の場はなかったのではないかと答弁を受けたところであります。

また、委員からは、年度末に残業代や除雪費等に不安が残り、基金条例を廃止することで財源に充てるのならば、繰上償還も財政調整基金の積み上げも今の時点ですべきではないのではないかと質疑がなされ、財政課長からは、決算で剰余が確定した時点で積み立てなりをすべきであり、また、冬眠している特定目的基金について再整理が必要で、条例廃止の方に持っていった。学校耐震化の前倒しや運動公園でさらに新しい長期債の発行が予定されており、実質公債費比率を計画どおり18%以下にするためにも繰上償還が必ず必要になってくる。財政調整基金の積み立てについても、国の指導では今回予算化しても年度末にさらに3,000万円から5,000万円ぐらいの積み立てが必要で、全部一般財源を使ってしまうと、12月、3月の補正財源、留保財源は相当厳しくなる。執行するのは3月だが、とにかく9月時点で確実に確保しておきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、積み立てや繰上償還を優先しなければならない市の事情があるなら、9月補正でなく、余裕が出るであろうことが確定する3月、あるいは当初予算でいいのではないかと質疑がなされ、財政課長からは、もし許せるものならば、3月で買い取りしたいが、上司の判断で9月となったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、平成13年当時、商工会議所が旧若者定住促進センターの土地及び施設を買うという判断をしたわけだが、そのときに必ず「県と市が要望して購入してもらった」という言い方をするが、本当にそうなのか。13年の議事録を見ても、商工会議所の判断で引き取り営業を再開するというだけであり、この間

+

の市長の「市に責任がある」という答弁はちょっとおかしいと感じる。財政再建中という問題もあったが、「将来財政がよくなれば、市が買う」という書面にしたものがあるかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、13年当時に「例えばこういう場合は市が買い取る」というやりとり、確認はなかっただろうと推測される。ただ、平成13年3月、議員懇談会という商工会議所で作成した資料があり、その中に、「長井市、山形県からの要請があり、商工会議所が若者定住促進センター所有の土地施設を買い取り、運営に当たることとしたい」といった文言があるので、県、市の方から「何とか検討してほしい」という話はあったと推測しているとの答弁を受けたところでもあります。

さらに、委員からは、商工会議所が「市で土地を買ってほしい」と要望した際に、これからも経営は3者でやっていくという確認はできているのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、商工会議所はホテルの株主として施業していく考えに変わりないとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、4者合築で相乗効果を上げるということもあり、4者のうちの業界代表の土地に建て、それぞれ借地料を払っていくところから出発して展開してきた。3者がお互いのいいところを出し合い、相乗効果をもって運営するというのであれば、市が底地全体を買うのではなく、建物の持ち分で案分してそれぞれが土地を取得し、それぞれの責任で運営していくのがタスビル全体を運営していく際の最低条件だと思うが、そういう議論にならなかったのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、土地の所有者の要望として公共的施設であることから市に購入してほしいということであり、地場産センター、信用保証協会で分担するという考えに立たなかった。庁内の検討でも意見が出されなかったとの答弁を受けたところで

あります。

また、委員からは、今回の問題は、タスパークホテルに対して支援するのではなく、長井商工会議所の支援のために底地を買うということであり、株式会社タスパークホテルの借金返済が重荷になっていることは事実だが、商工会議所自体の収入が激減しており、商工会議所が支援を受けてこれからどうやって再建していくのかというところが見えてこなければ、この問題は判断できない。当面、ここさえ乗り切れればいいと考えていないか。そして「今回、底地を買ってもらうが、あとはずっと商工会議所が責任を持ってやっていく。市に迷惑をかけない」という何かがあるかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、商工会議所からは「会費、共済収入等について過大な見通しは持っておらず、できるだけ抑えた数字で計算している」と聞いており、底地を購入することで商工会議所に対する支援という目的は達成できる。商工会議所専務等とのやりとりでは、「今回支援していただくことによって10年あるいは15年の見通しができる。この期間を乗り切れれば何とかなるということを示すことができるということが一番ありがたい」ということだった。市長の答弁にもあったが、市としてあるいは行政としてできる範囲はこれが限界で、最悪の場合はタスの存在も含めて判断しなければならない可能性はあるとの答弁を受けた後、資料「商工会議所収支総括予算書推移」が提出され、会費、共済収入、県補助金等収入の状況、給与福利厚生費、会館運営会計繰出金等の支出の状況の説明があり、今後15年間の前半部分については楽な状況ではないが、後半部分については安定した状況になるとの説明を受けたところでもあります。

委員からは、9月議会で決定せず新年度予算で購入することにした場合、どのような変化がこの数字にあらわれるのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、利子の部分が若干変更

なる程度で数的に大きな違いはないが、今議会ですべて理解いただければ、その後、銀行との折衝ができ、23年度以降の収支計画について年度内に固めることができることが一番大きなメリットだと思うとの答弁を受けたところであります。

質疑終了後、委員から、商工会議所の経営シミュレーションを見ても9月でどうしても決めなければならない切実なところは伝わらず、不動産鑑定のは是非についてもぐらついていて、してもなくてもいいような感じを受ける。また、借地料の設定についてもきちんとした話し合いがなされないまま、市側も商工会議所側も自分の考えを示しているような状況では、9月でこの議案を成立させなければならない緊急性がわからないので、継続審査とすべきとの動議が提出されました。

採決の結果、継続審査とする動議については、賛成少数で否決されました。

討論に入り、委員からは、なぜ長井市がタスの底地全体を取得しなければならないのか、質疑の中でも明らかにならなかった。一般質問の答弁では、「市が責任を負うのだ」という話があったが、昭和60年にあの場所に建設するという経過から見ても、さらに平成13年度に商工会議所が旧若者定住促進センター部分の施設、土地を取得するにしても、市が将来的にわたって全部取得しなければならないという確約は何もない。平成13年9月の議事録を見ても、一向に見えてこない。「市に責任があるから取得する」という言い方は賛同できないし、納得できない。市が責任を持つのは地場産業振興センターの部分に対してであり、3者でこれからも営業し、運営をしていく、相乗効果のあるものにしていくのであれば、土地の問題は、それぞれ建物の持ち分に応じた割合で土地の取得をして、それぞれの持ち分を生かしていくということが一番大事なことであり、そのことを踏まえた上で再考すべきである。

また、株式会社タスパークホテルの15年間のシミュレーションどおりに行くのは到底難しく、商工会議所自体が先細りを余儀なくされる中で、うまくいかなかった場合、必ず商工会議所自体が持ち切れない事態になることは必至で、そのときに「底地は全部市が持っているのだから、タスビル全体を市で」という話に必ずなる。その覚悟もない中で底地全部を市が買い上げることは、その道にのめり込んでしまう結果になりはしないか心配でならない。今必要なのは設立当初に返り、合築という相乗効果を生かすためにも持ち分に応じて取得するものは取得し、それぞれの持ち味を出していく方策を探ることこそ大事なことと思うので、本案に反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、今回の議案の提案理由は長井商工会議所の健全な経営を図るために市として支援できることは何かという問いかけであったと思う。タスについては、昭和63年のオープン以来、地域産業振興の拠点として、あるいは交流の拠点として大きな役割を果たしてきたが、昨今の経済環境の悪化と先行き不透明な情勢から今回の要請があったものと思われる。議会においても各種協議会や一般質問で多くの議論が交わされてきたが、今回の議案については妥当なものと思ひ、賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 長井市土地開発公社の解散についてご説明申し上げます。

本案は、長井市土地開発公社において近年は公有地を先行取得した事例がなく、今後も公有地の先行取得が見込まれないことから議会の議決を得て、山形県知事に解散の認可を申請するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、土地開発公社を解散しても、現実的には土地開発公社が保有して

+

いた土地を市が買い戻しただけで、どう活用しようとするかわからないまま眠っているところもある。問題や課題があるのだということを残すためにも取得の目的、塩漬けとなり市が買い戻すまでの年数、金利など、昭和49年に発足してからの経過をまとめたものをつくり、これからの行政運営に生かす必要があると思うがどうかとの質疑がなされ、財政課長からは、そういった残務について今年度末までにまとめたことの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市民文化会館の管理について指定管理者制度を導入するに当たり、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

審査に際し、市民文化会館長から、会館の管理運営について、さらなる利用促進と芸術文化振興に資するため、平成23年4月1日から指定管理制度を導入したいと考えているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、市民文化会館運営審議会の業務は教育委員会が持つとしているが、「こういうことをしてほしい」という住民の要望や、「こういうことをしたいが企画できないか」という団体は、教育委員会が把握して指定管理者に伝えることになるのか、指定管理者に直に持ち込むことになるのかとの質疑がなされ、市民文化会館長からは、教育委員会に要望していただくのが筋だと思う。要望は教育委員会に上げていただくよう、市民に周知していきたいと答弁を受けたところであります。

また、委員からは、運営審議会の権限、位置づけが宙に浮く感じを持つ。余り強くしていくと指定管理者の団体がおかしくなり、判断が難しいと感じているが、どう整理するのかとの質

疑がなされ、市民文化会館長からは、指定管理者制度を導入しても運営審議会は継続して残していきたい。ただ、指定管理者の経営努力や企画に制約やブレーキをかけることなく、指定管理者が働きやすいように、現在と同様、運営審議会から意見要望をいただく形でかかわっていただけるようにしたい。教育委員会と指定管理者のわきからアドバイスをいただくイメージを考えており、運営審議会には指定管理者も入って、教育委員会と指定管理者と運営審議会委員一堂に会したところで意見をいただき、その後の必要なことは教育委員会と指定管理者で協議し、進めていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、一般質問で教育長は、「教育委員会の中に専門的職員を配置して対応できるようにしたい」と答弁したが、どのようなことを想定しているのかとの質疑がなされ、教育長からは、芸術文化振興、文化協会等との連携については文化会館でやっており、そこが指定管理者になるので、文化係に芸術文化振興を専門的に担当する職員を1人ふやしたいということであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、経費削減も指定管理者制度導入にはあるが、職員をふやしても経費は削減されるのか。また、多くの業務委託があり、指定管理者が直接契約を交わし、現在の委託料より下がった場合は、指定管理料に影響するのかなとの質疑がなされ、教育長からは、文化係全体的な中でのプラス1で兼務という考え方で市長に話をしているとの答弁を受け、市民文化会館長からは、現在18の業務委託があり、3年契約にすることで委託料が安くなるものもあると思うが、3年間は管理料の上限が定められており、契約の仕方で金額を減らすことはないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のお

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 地方財政の充実・強化を求める請願について申し上げます。

本請願は、連合山形置賜地域協議会議長、金子浩氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。特に地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で介護・福祉政策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画、地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要であることから、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けた対策を講じるよう、政府に意見書を提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、農業の雇用確保、政策分野の充実・強化とあるが、具体的にどのようなことかとの質疑がなされ、紹介議員からは、農林水産業の復興だけではなく再興と言っている。農業に新たに就労する人がふえていると言われており、水田だけのところから、園芸や花卉栽培等についても新しい就労者について支援をしていく制度がこれからの農業の雇用になるのではないかと思うとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、総務・文教常任委員会に付託になり

ました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、まず、日程第3、議案第55号 普通財産（土地）の取得についてを除く3件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、佐々木謙二議員の退席を求めます。

（7番佐々木謙二議員退席）

○町田義昭議長 次に、日程第3、議案第55号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第55号 普通財産（土地）の取得についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

（17番蒲生吉夫議員登壇）

○17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

議案第55号 普通財産（土地）の取得について反対の立場でご意見を申し上げます。

地域経済の振興に資する長井商工会議所の健全な運営を図ることを目的とした提案であります。

平成22年7月22日付で長井市議会議長あてに長井商工会議所会頭より「タス底地について」の要望書が届き、その中には、「当商工会議所が全額出資する株式会社タスパークホテルを設立し、9年間運営してまいりました。しかし、取得費用の借入金返済7億円のうち約2億円を返済してまいりましたが、環境変化の悪化と先行き不透明な状況から、全額返済することは今後相当の期間が要することから、底地約2,476

坪を売却し、負債を減少させることが当会議所の運営にとって必要と判断したところであります」としたほかに、「平成13年に山形県及び長井市より当商工会議所に引き受けの要請がありました」などと表現されていますが、質疑の中で山形県は要請したが、長井市はしていないことが明らかになりました。この問題をさかのぼっていけば、置賜地域地場産業振興センター単独の建設計画から合築へと検討されたときから問題が発生したと考えています。

一番の問題は、資金調達です。公的資金の中で無利子の高度化資金は魅力的だったのだと思います。高度化資金の合計額は12億3,520万円ですが、長井市分は7億258万1,760円、業界負担分が5億3,268万1,240円であります。この業界負担分の存在を山形県の担当者は十分知った上での執行だったのであります。若者定住促進センターの解散と同時に一般金融機関も債権を放棄したことを考えれば、山形県も高度化資金業界負担分の債権を放棄しなければならなかったのですが、できなかったのだと思います。合築というのは、うまく事業を展開をしているときには、相互に不足している分を補ったりしながら、景況の大波にも柔軟に対応でき相乗効果もあるのだと思いますが、もたれ合いや一方的に行政機関を利用するだけという考え方は正常ではないと考えられます。このタスの問題については、当初から第三セクターの名のもと、もたれ合いを行政に求める体質だと思います。このことがよくわかる文章を紹介します。

1998年、平成10年4月10日に、若者定住促進センターの当時代表だった竹田廣次氏は「長井市の活性化協議会に関して」というA4判4ページの参考資料の中に次のように書いております。

「9、しかるにタスは厳しく民間の債務を問われ、赤字はすべて民間が負担し、受託者が経営のすべての責任を負った形になっており、委

託者たる第三セクターはほとんど無傷か利益を上げており、あまつさえ資金不足をあたかも損益上の不足、欠損金のごとく見せかけて市民には赤字だなどとPRし、誤認させているとしか考えられない。このようにタスの運営においては、利益を上げるための4段階すべてにわたって逆の環境下にあるにもかかわらず孤軍奮闘して頑張っているが、放置されたままの不安、不信、不満、疑念、怨念は地域全体に沈潜して、恐るべき負のエネルギーとなっていると考えられる。地域経済の混迷、不調の真因はこの辺にあるのかもしれない」などとしておりまして、地域経済界のトップにあった人とは思えない歪曲した発想と思考方法と考えられます。自分の思っていることが実現できないのは、すべて他人のせいにする考え方は感心をしません。

タスを建設する際に地域の分析などについて若者定住促進センターや商工会議所の分については皆目検討が付きませんが、経済界にはバブルが崩壊するとか、長井市の人口が3万人を割るとか、想像がつかなかったのかもしれませんが、これくらいの規模のホテルは10万人以上でなければ経営が難しいとか、市内で宿泊施設を営んでいる事業者を圧迫するとか、考えが及ばなかったのだと思われまふ。合築施設の経営が大変になれば、公的な資金を確保するしかないと思われまふ。安易に考えてしまうとすれば、残念であります。

このたびのこの案件は、大家である長井商工会議所に対する支援かもしれませんが、結果は100%出資の株式会社タスパークホテルに対する支援だと考えられます。全国を見渡しても、この規模の商工団体がこの規模のホテル経営をするなど、聞いたことがありません。その意味では、公私にかかわらず支援が続く限りにおいてホテル経営が成り立つことになるのだと思われまふ。合築の底地ですから、施設の持ち分比率で持つことが極めて自然な形だと思います。そうでない場合、山形県信用保証協会までとは言

いません。長井市と長井商工会議所が折半とか4対6とかという話なら市民の理解が得やすいし、お互いの施設分に責任を持つということだと考えます。

これまでも私たちの置かれている立場では、地場産業振興センターの物産館などについてさまざまな角度から提言をしてきました。例えば市から毎年1億円以上も運営費補助金を出しているのだから、物産館に1億円の改装費をかけて地場産品を展示するショーウィンドーを持つテナントを設置して人の交流を拡大すれば、ほかの施設との相乗効果を上げることができるのではないかなどですが、こういった努力もなしに土地代金で資金をつないでいくなど、安易な発想と言わなければなりません。

最後に、私の質疑の中で、「底地の一括購入に変化したときに圧力団体に屈したように感じている」などと失礼な聞き方をしましたが、そうでないとしても押し切られたという感じは否めません。

以上、申し上げまして議案第55号 普通財産（土地）の取得についての反対の討論といたします。

○町田義昭議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第55号について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○町田義昭議長 起立多数であります。よって、議案第55号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで佐々木謙二議員の復席を求めます。

（7番佐々木謙二議員復席）

○町田義昭議長 次に、日程第4、議案第56号 長井市土地開発公社の解散についてから日程第6、請願第6号 地方財政の充実・強化を求め

る請願までの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第56号 長井市土地開発公社の解散についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第56号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第58号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○町田義昭議長 起立多数であります。よって、議案第58号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第6号 地方財政の充実・強化を求める請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。